

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(今後の水際措置について)

2023年4月4日
在ギリシャ日本国大使館

4月3日、日本政府は、新型コロナウイルス感染症に関する今後の水際措置について公表しました。措置の概要は以下のとおりです。

1 4月5日～5月7日まで

現在、臨時措置として、中国(香港・マカオを除く)からの直行便で入国する方には、「ワクチン接種証明書(3回)」の有無に関わらず、「出国前72時間以内の陰性証明書」が求められています。4月5日午前0時(日本時間)以降、「ワクチン接種証明書(3回)」を所持する場合は、「出国前72時間以内の陰性証明書」の提出は不要となります。(入国時のサンプル検査は継続されます。)

2 5月8日以降

(1)5月8日午前0時(日本時間)以降、上記1の臨時措置も含め、従来の新型コロナウイルス感染症に係る水際措置が終了する予定です。これにより、5月8日から、これまで日本入国時に必要だった「出国前72時間以内の陰性証明書」、「ワクチン接種証明書(3回)」のいずれの提出も不要となります。

(2)代わりに、5月8日以降は、新たな感染症の流入を平時においても監視するための「感染症ゲノムサーベイランス(仮称)」が開始されます。これは、主要5空港(成田・羽田・中部・関西・福岡)において、発熱・咳などの有症状者に対して、任意でゲノム解析を実施するものです。

3 本件詳細につきましては、以下のホームページをご確認ください。

■厚生労働省ホームページ

○今後の水際措置について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001083360.pdf>

○日本の水際対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

■外務省ホームページ

○【広域情報】今後の水際措置について(2023年4月5日以降順次適用)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2023C019.html

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp